

令和3年度 第2回

## 自動車整備技能登録試験のお知らせ

自動車整備技能登録試験（以下「登録試験」）は、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下「日整連」）が行う試験で、登録試験の概要は、次のとおりです。

### 1. 試験の実施

各都道府県の登録試験地方委員会が試験実施に当たります。

### 2. 令和3年度 第2回登録（学科・実技）試験で実施する試験の種類

一級小型自動車 学科(筆記・口述)・実技試験

二級ガソリン自動車 学科試験

二級ディーゼル自動車 学科試験

二級自動車シャシ 学科試験

三級自動車シャシ 学科試験

三級自動車ガソリン・エンジン 学科試験

三級自動車ディーゼル・エンジン 学科試験

三級2輪自動車 学科試験

自動車電気装置 学科試験

自動車車体 学科試験

### 3. 試験実施の日及び場所

令和4年 3月20日（日）学科 筆記試験 各県整備振興会指定地予定  
（合格発表予定日 令和4年4月5日（火） HPにて掲載予定）

令和4年 5月 8日（日）学科 口述試験（一級のみ）各地方運輸局所在地予定

令和4年 8月28日（日）実技試験（一級のみ）各地方運輸局所在地予定

### 4. 申請受付期間及び場所

受付期間 令和 4年 1月17日（月）～ 令和 4年 1月21日（金）

場 所 石川県自動車整備振興会 （登録試験石川地方委員会）

## 5. 受験資格の概要

- 一級： 二級（シャシを除く）合格後3年以上の自動車整備に係る実務経験がある方、一種養成施設の一級課程修了者等。
- 二級： 三級合格後3年以上の自動車整備に係る実務経験がある方、一種養成施設の二級課程修了者等。
- 三級： 15歳以降の自動車整備に係る実務経験が1年以上ある方、一種養成施設の三級課程修了者等。
- 電気： 15歳以降の自動車電気装置に係る実務経験が2年以上ある方。
- 車体： 15歳以降の自動車車体整備に係る実務経験が2年以上ある方、一種養成施設の車体課程修了者等。

☆ 注意：試験の種類に対応した実務経験又は養成課程修了が必要です。

不明な点は、日整連HP 又は 石川県自動車整備振興会でご確認下さい。

TEL 076-239-4001

## 6. 申請に必要なもの

- 受験申請書 （種目別で地方振興会にて無償配布）
- 受験資格を証する証明書（使用者証明はHPからダウンロード又は窓口で配布）
- 写真1枚 （申請前6ヶ月以内に脱帽し正面から上半身を撮影したもので、縦6cm、横4.5cmのもの）
- 受験手数料 学科 7,200円（一級9,300円）実技 14,000円
- はがき ※ 2枚（一級については4枚）学科試験合格後の実技用は後日提出（官製はがきの表にご自分の宛名を記載してください。）

## 7. 登録試験と検定試験の関係

国家資格の自動車整備士資格を取得するには、登録試験とは別に、国交省に検定試験の受験申請をする必要があります。登録試験に合格した日から2年間は、合格した登録試験の種類に応じた検定試験が免除されます。

したがって、一種養成施設修了者（自動車整備専門学校等卒業者）又は二種養成施設修了者（自動車整備技術講習修了者）の実技試験免除の方で登録学科試験に合格した方、もしくは登録学科・実技試験に合格した方は、検定試験の受験申請（書類審査）のみで自動車整備士資格を取得できます。

ただし、検定試験受験手数料(全部免除申請料)等の費用は必要です。